

議案第40号

天理市手数料条例の一部改正について

天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中第33号を第34号とし、第23号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、同表第22号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加え、同号を同表第23号とし、同表中

「

20	戸籍の附票の写し交付手数料	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円
21	通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1通につき500円

を

」

「

20	除票の写し等交付手数料	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1通につき300円
21	戸籍の附票の写し交付	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の	1通につき300円

に

	手数料	附票の写しの交付	
22	戸籍の附票の除票の写し交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき300円

」

改め、同表備考第1項中「第25号」を「第26号」に改め、同表備考第2項中「第28号」を「第29号」に改め、同表備考第3項中「第29号及び第30号」を「第30号及び第31号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。